公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　キャピタル・パートナーズ証券株式会社
２．本店所在地　東京都千代田区内神田一丁目13番７号四国ビルディング
３．登録番号　関東財務局長（金商）第62号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　令和８年６月12日
６．行政処分の内容
　令和８年６月12日から同年７月11日までの間、新規取得勧誘を伴う外国債券（新興国通貨建て債券に限る）の販売業務の停止。

令和８年６月30日

関東財務局長　後藤　健二

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月30日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和８年５月13日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ビーエイブル　佐藤　順英　福島県双葉郡大熊町大字夫沢字中央台551―６　国土交通大臣許可（般・特―03）第24380号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月30日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和８年６月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ワイコムテック株式会社　谷田部俊哉　宮城県仙台市青葉区国分町３―６―11アーク仙台ビル702　国土交通大臣許可（般―07）第29583号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年６月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告